

岩手県告示第233号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、 <u>公共施設省エネ・グリーン化推進事業費補助</u> 、 <u>廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業費補助</u> 及び被災家屋等太陽光発電設備導入費補助	環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助、 <u>自立・分散型エネルギー供給システム整備実施設計支援費補助</u> 、 <u>民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業利子補給補助</u> 及び地熱開発地表調査事業費補助
[略]		[略]	
資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、 <u>産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助</u> 及び放射線物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業費補助	資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、 <u>産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助</u> 及び除染廃棄物処理円滑化事業費補助
[略]		[略]	
県民くらしの安全課	市町村消費者行政活性化事業費補助、 <u>市町村消費生活相談員設置費補助</u> 、 <u>公衆浴場施設設備改善費補助</u> 、 <u>生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助</u> 及び広域的水道整備促進費補助	県民くらしの安全課	市町村消費者行政活性化事業費補助、 <u>公衆浴場施設設備改善費補助</u> 、 <u>生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助</u> 及び広域的水道整備促進費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			